

次期総合戦略の策定について

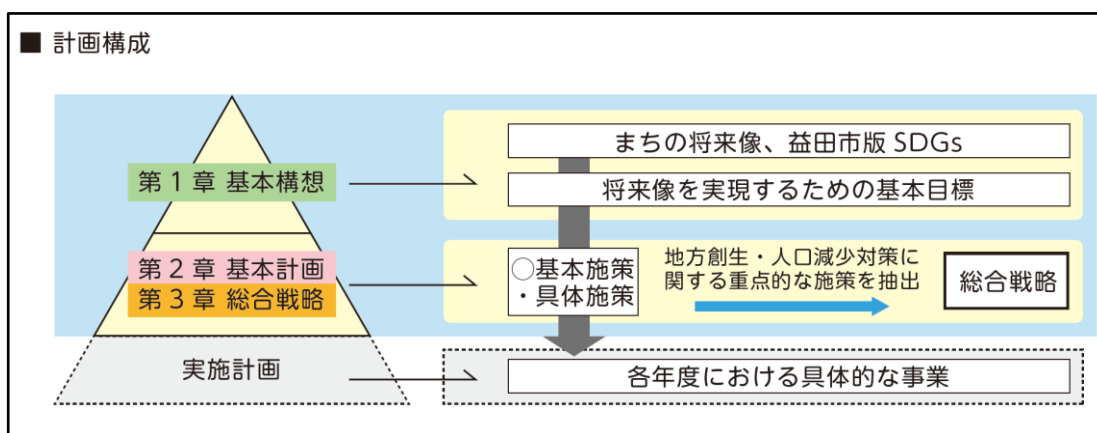
1 各種計画について

(1) 総合振興計画

総合振興計画は、本市のまちづくりの最上位計画に位置する計画で、まちの将来像や「益田市版SDGs」、将来像を実現するための基本目標など、本市が目指すまちづくりの基本的な方向性を示した【基本構想】、基本構想で定めたまちの将来像を実現するために、行政が取り組む基本施策と基本施策に紐づく具体的施策を体系的に示す【基本計画】、基本計画で示した施策の実施時期など、各年度における具体的な事業を示す【実施計画】で構成している。

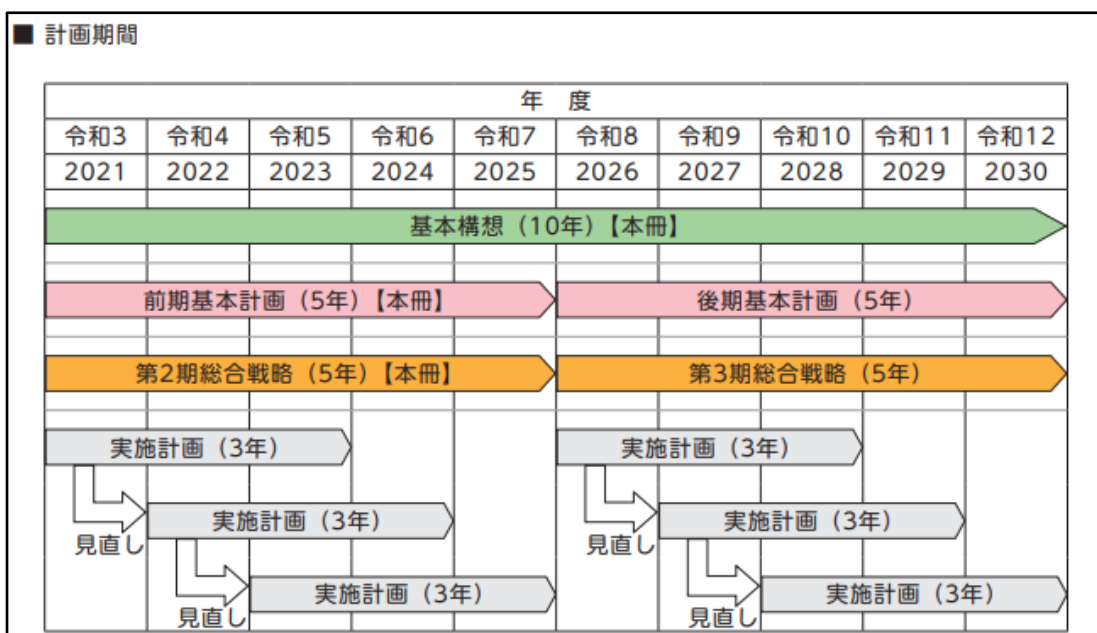
(2) 総合戦略

総合戦略は、基本計画に掲げる具体的施策のうち、特に地方創生や人口減少対策に関する重点的な施策を抽出し、まとめたものである。



2 策定について

「第6次益田市総合振興計画前期基本計画」及び「第2期まち・ひと・しごと創生益田市総合戦略」が令和7年度をもって計画期間が終了する。令和8年度を初年度とする「第6次益田市総合振興計画後期基本計画」及び「次期益田市総合戦略」を策定する。



3 策定体制について

(1) 益田市総合振興計画審議会

益田市総合振興計画審議会条例に基づき、「住民を代表する者（公募による者を含む）」、「知識経験を有する者」の20人以内で組織する。審議会は市長の諮問に応じ、益田市総合振興計画の策定に関し、必要な調査審議を行う。

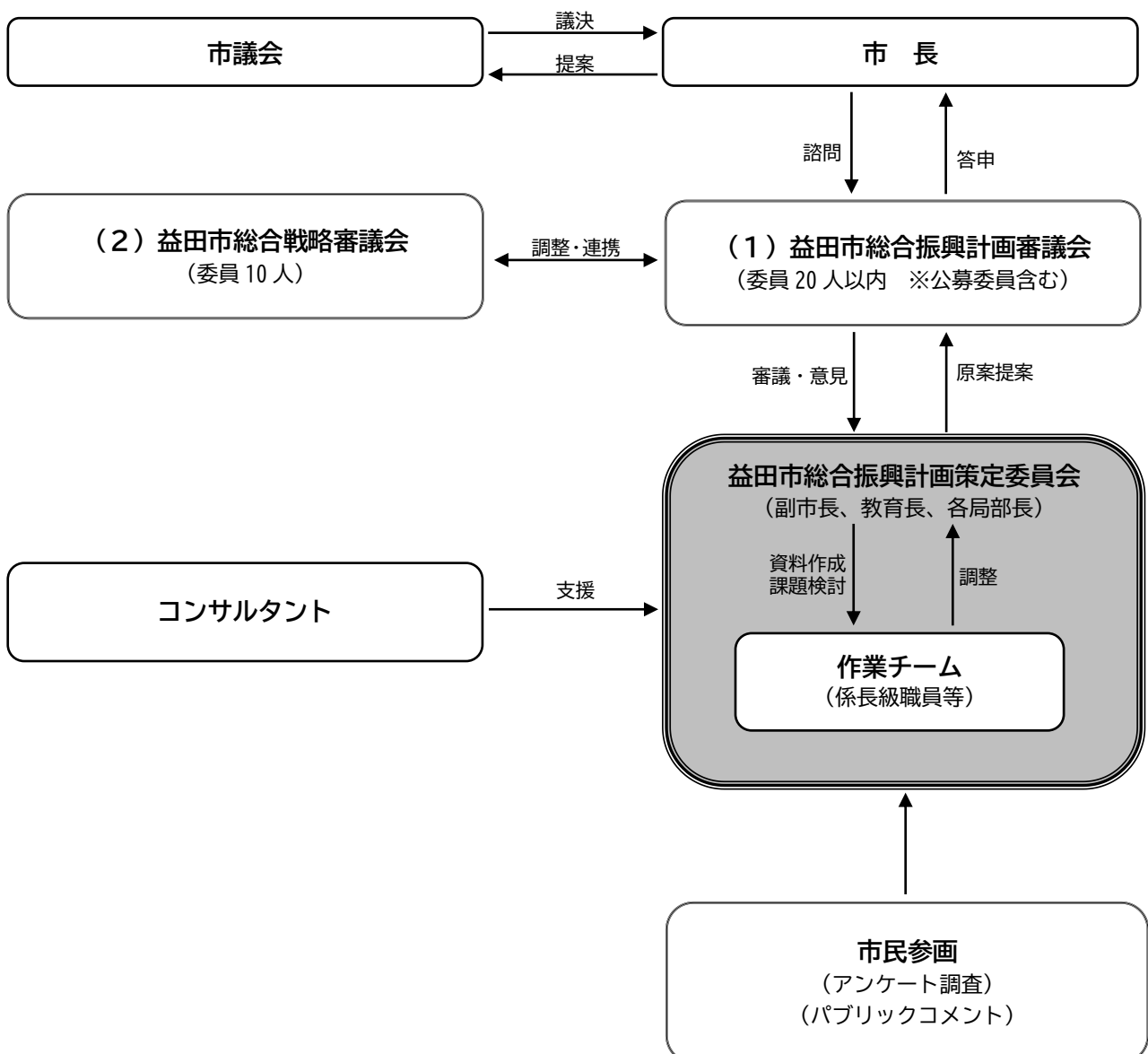
(2) 益田市総合戦略審議会

益田市附属機関設置条例に基づき、産業分野、金融分野、労働分野の有識者、学識経験者、関係行政機関の職員等で組織する。審議会は益田市人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生法の規定による益田市総合戦略の策定に関し必要な事項について審議し、及びその効果について検証を行う。

(3) 庁内体制

益田市総合振興計画策定委員会設置規程に基づき、副市長、教育長、各部長で組織する。策定委員会は計画原案に関すること、益田総合振興計画審議会への諮問事項の決定に関すること、その他計画策定に必要と認められる事項の検討・審議を行う。

また、必要に応じて作業チームを設置し、計画原案の策定に必要な資料等の作成及び課題の検討を行う。



4 策定体制について

月	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
(1)主要課題の整理	現況調査・課題整理							パブ コメ		
(2)後期基本計画及び次期総合戦略の策定			体系仮整理		素案作成		調整			
(3)総合振興計画審議会		諮問							答申	
(4)総合戦略審議会										

※予定であり、今後の進捗状況により変更となる場合がある。